

# 文書の付番管理に関する規程

平成27年4月1日施行  
平成27年8月1日変更  
平成28年4月6日変更  
平成28年7月1日変更  
平成30年4月18日変更  
平成30年8月22日変更  
2019年7月17日変更  
2020年4月1日変更

## (目的)

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の文書管理に必要な付番管理の取扱い基準を定めることを目的とする。

## (文書番号)

第2条 本機関から機関外に発信する文書には、文書番号及び発信年月日を記載しなければならない。

- 2 文書番号は、「(文書記号) 第〇号」の形で記載する。
- 3 文書記号は、別表1のとおりとする。
- 4 文書番号は、各部・室・センターが管理簿を別に作成し、それを以って管理する。
- 5 文書番号は、年度単位で管理する。

## (起案書番号)

第3条 起案書には、起案書番号を記載しなければならない。

- 2 起案書番号は、「(起案書記号) 第〇号」の形で記載する。
- 3 起案書記号は、別表1のとおりとする。
- 4 起案書番号は、各部・室が管理簿を別に作成し、それを以って管理する。
- 5 起案書番号は、年度単位で管理する。
- 6 他文書等で起案書番号を以って起案書を特定する場合、「(起案書記号) 第〇号(〇年〇月〇日決裁)」の形で記載する。

## 附則

本規程は、平成27年4月1日から施行する。

## 附則（平成27年8月1日）

本規程は、平成27年8月1日から施行する。

## 附則（平成28年4月6日）

本規程は、平成28年4月6日から施行する。

## 附則（平成28年6月29日）

本規程は、平成28年7月1日から施行する。

附則（平成30年4月18日）

本規程は、平成30年4月18日から施行する。

附則（平成30年8月22日）

本規程は、平成30年8月22日から施行する。

附則（2019年7月17日）

本規程は、2019年7月17日から施行する。

附則（2020年4月1日）

本規定は、2020年4月1日から施行する。

別表1 <文書記号・起案書記号>

部・室名		文書記号	起案書記号
総務部	-----	広域総	総
企画部	-----	広域企	企
計画部	-----	広域計	計
	システムアクセス室	広域計系	
運用部	-----	広域運	運
	広域運用センター	広域運セン	
紛争解決対応室	-----	広域解対	解対
監査室	-----	広域監	監